

庄内町新武道館(仮称)整備基本計画

平成31年2月策定

令和2年3月変更

令和6年2月変更

庄内町教育委員会

第1章 庄内町新武道館(仮称)整備の必要性……………1

- 1 庄内町武道館の概要……………1
- 2 庄内町武道館の現状と課題……………2
- 3 庄内町新武道館(仮称)整備の位置付け……………3
- 4 庄内町新武道館(仮称)整備の必要性……………3

第2章 庄内町新武道館(仮称)整備の基本理念と基本方針……………5

- 1 庄内町新武道館(仮称)整備の基本理念……………5
- 2 庄内町新武道館(仮称)整備の基本方針……………5

第3章 庄内町新武道館(仮称)の具体的な機能……………7

- 1 庄内町新武道館(仮称)の基本的機能……………7
- 2 庄内町新武道館(仮称)の付加機能……………7

第4章 庄内町新武道館(仮称)の規模と階層及び配置構成……………8

- 1 庄内町新武道館(仮称)の規模……………8
- 2 庄内町新武道館(仮称)の階層及び配置構成……………8
- 3 庄内町新武道館(仮称)平面図……………9
- 4 庄内町新武道館(仮称)配置図……………10

第5章 庄内町新武道館(仮称)の建設計画……………11

- 1 自然条件の整理……………11
- 2 庄内町新武道館(仮称)建設地の概要……………11
- 3 発注方式……………11
- 4 建設スケジュール……………12
- 5 概算建設工事費と財源……………13

参考資料……………14

- 1 検討経緯……………14

第1章 庄内町新武道館(仮称)整備の必要性

第1章 庄内町新武道館(仮称)整備の必要性

1 庄内町武道館の概要

武道館は、昭和49年3月に竣工し、現在、築50年が経過しています。敷地面積は3,000.02㎡、建物面積566.2㎡。現在、武道館の定期利用として剣道、居合道、空手道の4団体が利用しており、年間利用件数587件、年間利用者数6,420人(令和4年度実績)となっています。

【武道館の状況】

	建物の名称	武 道 館
	用 途	道 場
構 造	造 り	鉄 骨 造 り
	屋 根	長 尺 鉄 板
	階 数	平 屋
	敷 地 面 積	3,000.02 ㎡
	建 物 面 積	566.20 ㎡
	建 築 年	昭 和 49 年
	経 過 年 数	築 50 年
	耐震性の有無	無
	年間利用件数	587 件 (令和4年度実績件数)
	年間利用者数	6,420 人(令和4年度実績人数)

【庄内町武道館】



第1章 庄内町新武道館(仮称)整備の必要性

2 庄内町武道館の現状と課題

(1)耐震性の不足

武道館は、平成 22 年文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知「屋内運動場等の耐震性能診断基準(平成 18 年度版)平成 18 年 5 月 19 日付け文科施指第 71 号」に準拠し、耐震診断を実施いたしました。診断の結果は、「補強による耐震性能の向上は極めて困難」という結果となっていることから、武道館を「安全」に「安心」にご利用いただくためには、早急な整備が求められています。

【耐震診断結果】

実施年月日	平成 22 年 1 月
請負業者	株式会社 石川設計事務所
診断結果	<p>① 耐震性能は、大きく基準値に満たさない結果となっている。</p> <p>耐震性能がX方向(桁行方向:ls 値=0.08)、Y方向(張間方向:ls 値=0.28)とも大きく基準値(ls 値=0.7 以上)に満たない結果。また、ls 値が 0.30 をも下回っていること、更に、現況の基礎では建物重量の負担が出来ず、新規に基礎を設置することが必要であることから、補強による耐震性能の向上は困難である。</p> <p>② 建物頂部に大梁がピン結合されている建物形状の複雑さから、補強の場合はラーメン主架構以外のほぼ全部材を取り替える必要がある。</p> <p>③ 現況の基礎では建物重量の負担が出来ず、新規に杭基礎等を設置する必要がある。</p>

(2)老朽化による維持管理

武道館は建設から 50 年経過し、経年劣化による老朽化が著しくなっています。平成 28 年 4 月、武道館の屋根の一部破損が発生し、専門業者が屋根の状況を確認したところ、屋根の棟から軒天(軒先)までの押え金物が全面的に腐食し、下地材の傷みがかなり進んでいることが判明しました。武道館の屋根下地材の傷みは広範囲に及ぶため、屋根全体の葺き替え改修が必要になります。仮に屋根全体の葺き替え改修を早々に行ったとしても、耐震診断の結果を踏まえると二重投資となることから非効率的と考えられます。令和 3 年 7 月天井照明器具の劣化により煙が発生、また、雨漏りによって練習中のけがが懸念される状況となっています。

(3)施設利用者からの要望

利用者の熱中症対策及び隣接する住宅への騒音に配慮するため、利用者からは冷暖房機器の設置を求められています。また、武道館の駐車場には照明灯がまったくないことから、夜間送迎の際に暗く危険であることを踏まえ、照明灯の設置要望が出ていました。さらに、町道から武道館駐車場への出入りの際、路盤の段差が大きく、段差解消についての要望を頂いております。

また、令和 4 年度には、老朽化が著しく安全に利用することが難しいため、平成 30 年度策定の計画通り改築を進めるよう、利用 9 団体から要望書が提出されたところです。

第1章 庄内町新武道館(仮称)整備の必要性

3 庄内町新武道館(仮称)整備の位置付け

庄内町新武道館(仮称)の整備については、以下のように主要事業として位置づけられています。

【事業計画】

新・まちづくり計画[令和3年度～令和7年度]

主要施策	主要事業	事業概要
生涯をとおした学びとスポーツの推進	スポーツ・レクリエーション施設の充実と活動の推進	社会体育施設整備事業

庄内町過疎地域持続的発展計画[令和3年度～令和7年度]

持続的発展施策区分	事業名	事業内容
教育の振興	体育施設	新武道館(仮称)整備事業

4 庄内町新武道館(仮称)整備の必要性

(1) 武道館の利用団体及び利用状況

庄内町武道館の利用につきましては、現在、余目中学校剣道部、余目剣友会、余目空友会、居合道の4団体が定期利用しています。

また、定期利用以外に、余目剣友会が主催する試合や大会(余目剣道選手権大会等)や昇級審査会が開催されています。

【武道館の利用団体と利用時間】上半期(4/1～10/31)の利用状況

利用団体	利用時間
余目中学校剣道部	火曜日・金曜日 [19:30～21:00]、 水曜日・木曜日 [16:30～18:00]、土曜日 [9:00～12:00]
余目剣友会	火曜日[19:30～21:00]、金曜日[19:00～21:00]
余目空友会	月曜日・木曜日 [19:00～21:00]、土曜日[13:30～15:30]
居合道	水曜日 [19:00～21:00]、土曜日 [16:00～18:00]

【武道館利用状況(年度別利用件数・利用者数)】

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
利用件数(件)	577	600	572	625	747	753	629	458	460	587
利用者数(人)	15,143	14,025	11,012	10,579	10,748	11,629	12,155	7,251	6,910	6,420

第1章 庄内町新武道館(仮称)整備の必要性

(2) 武道館の代替場所

庄内町武道館の代替場所に総合体育館が考えられますが、総合体育館の定期利用については、令和5年度現在、月曜日から土曜日の午前中及び夜間の定期利用団体数は17団体、27件の利用があります。この利用状況に加え、部活動の地域移行により、平日の夜間の時間帯に活動が集中していく可能性もあり、武道館利用件数も考慮すると、総合体育館を使用していくことは極めて困難と判断されます。

【総合体育館の利用団体及び利用時間】 上半期(4/1～10/31)の利用状況

曜日	利用団体	場所	利用時間
月曜日	コメっち卓球 極真会館(空手)	アリーナ	10:00～12:00
		児童高齢者室	19:00～21:00
火曜日	爽やかテニス コメっちピラティス 余目卓球スポーツ少年団 余目卓球協会 インディアカクラブ バドミントン協会	アリーナ	10:00～11:30
		児童高齢者室	10:00～12:00
		アリーナ	19:00～20:30
		アリーナ	19:00～21:30
		アリーナ	19:30～21:30
		アリーナ	19:00～21:30
水曜日	庄内総合高校定時制バドミントン コメっち卓球 余目中陸上部 余目男子ミニバスケスポーツ少年団 余目女子ミニバスケスポーツ少年団 ヤンキース(一般バスケ)	アリーナ	9:30～12:00
		アリーナ	10:00～12:00
		児童高齢者室	18:00～19:00
		アリーナ	18:30～20:30
		アリーナ	18:30～20:30
		アリーナ	20:30～21:30
木曜日	YMクラブ(インディアカ) 余目陸上スポーツ少年団 バレーボール協会 極真会館(空手)	アリーナ	10:30～12:30
		アリーナ	17:30～19:30
		アリーナ	19:30～21:30
		児童高齢者室	19:00～21:00
金曜日	コメっち卓球 爽やかテニス コメっちサンフレッシュ体操 余目卓球スポーツ少年団 余目卓球協会 インディアカクラブ バドミントン協会	アリーナ	10:00～12:00
		アリーナ	10:00～11:30
		児童高齢者室	10:00～12:00
		アリーナ	19:00～20:30
		アリーナ	19:00～21:30
		アリーナ	19:30～21:30
		アリーナ	19:00～21:30
土曜日	自由解放 余目男子ミニバスケスポーツ少年団 余目女子ミニバスケスポーツ少年団	アリーナ	13:30～14:30
		アリーナ	14:30～17:00
		アリーナ	14:00～17:00
日曜日	一般開放日		

(3) 武道館の特殊性

体育館のような堅い床で剣道の稽古をすると膝や腰、踵の故障の原因となるおそれがあり、武道館は体育館とは異なる弾力性のある床の構造によって安全性の確保が求められます。

第2章 庄内町新武道館(仮称)整備の基本理念と基本方針

第2章 庄内町新武道館(仮称)整備の基本理念と基本方針

1 庄内町新武道館(仮称)整備の基本理念

第1章を踏まえ、庄内町新武道館(仮称)整備の基本理念を下記のように定めます。

- 1 利用者が「安全」、「安心」に利用できる施設
- 2 利用者が「利用しやすく」、「武道のみならず多目的」に利用できる施設
- 3 利用については「機能的」であり、「柔軟性」のある利用が可能な施設
- 4 施設の建設に当たっては「環境」、「省エネ」に配慮した施設
- 5 中学校と連携した施設

2 庄内町新武道館(仮称)整備の基本方針

庄内町新武道館(仮称)整備の基本理念を具現化するために、庄内町新武道館(仮称)整備の基本方針を次のように定めます。

[基本理念1] 利用者が「安全」、「安心」に利用できる施設

災害に耐えうる耐震強度のある施設に整備

- ・災害による建物への被害を最小限に抑える強固な建物とします。
- ・災害時においては、避難所としての機能もある建物とします。
- ・冷暖房機器が設置され、一年中「安全」、「安心」に活動ができる施設とします。

[基本理念2] 利用者が「利用しやすく」、「武道のみならず多目的」に利用できる施設

武道のみならず、多目的な運動も利用できる施設に整備

- ・武道以外(健康体操、体幹運動、エアロビックス、ヨガ、ダンス等)の利用も出来る施設として整備し、幅広くより多くの町民の方々から利用が可能な施設とします。
- ・障がい者や高齢者等の利用に配慮し、バリアフリー化を図ります。

[基本理念3] 利用については「機能的」であり、「柔軟性」のある利用が可能な施設

使用用途に対応可能な機能的で柔軟性のある施設に整備

- ・柔道場の畳の上は、親子体操や子どもたちの事業にも活用できます。
- ・柔道場については、常設の柔道場1面を整備するとともに、試合や大会等においては、剣道場に柔道の畳を敷くことにより、柔道場を2面確保できる柔軟性のある利用が可能な施設に整備します。
- ・武道以外(健康体操、体幹運動、エアロビックス、ヨガ、ダンス等)の活動で自分の姿を観て確認しながら練習が可能となるように、壁面に鏡を設置した施設に整備します。
- ・可動式の間仕切壁を設置し、利用規模によって調整可能な施設に整備します。

[基本理念4] 施設の建設に当たっては「環境」、「省エネ」に配慮した施設

環境に配慮し、高効率で効果的な省エネルギー設備を導入する施設に整備

- ・冷暖房設備における熱源は、CO₂の発生量が少ない町営ガス(都市ガス)を利用した空調設備GHPの活用を検討します。
- ・冷暖房効率が高くなるよう外装材については、断熱性の良い材を使用するとともに高性能ガラスや高断熱建具、騒音対策等に考慮した施設に整備します。
- ・館内及び駐車場の照明器具については、省エネルギー設備(LED等)を導入し、維持管理経費の削減を促進する施設として整備します。

[基本理念5] 中学校と連携した施設

中学生の授業及び部活動を支援し、中学生にとって利便性の高い施設

- ・中学生の武道の授業及び部活動で利用できる施設として、学習環境の充実を図ります。
- ・関係機関や利用団体と連携し、駐車場の利用も含め、隣接の中学校、余目グラウンド等の施設を活かしながら、各種事業や試合、大会等の開催が可能な施設として整備します。

第3章 庄内町新武道館(仮称)の具体的な機能

第3章 庄内町新武道館(仮称)の具体的な機能

1 庄内町新武道館(仮称)の基本的機能

- ① 剣道場……………試合場2面、冷暖房設備、壁面鏡設置
- ② 柔道場……………試合場1面、冷暖房設備、壁面鏡設置
- ③ トレーニング室…1部屋、冷暖房設備
- ④ 談話室(押入れ、飾り棚含む)…1部屋、冷暖房設備
- ⑤ 備品室(倉庫)…1部屋
- ⑥ 管理室……………1部屋、冷暖房設備、放送設備、防犯設備、医療設備、給湯設備
- ⑦ 用具室……………2部屋(剣道用1部屋、その他用1部屋)
- ⑧ 男子更衣室……………1部屋、冷暖房設備、鍵付ロッカー設備、換気扇、洗面設備
- ⑨ 女子更衣室……………1部屋、冷暖房設備、鍵付ロッカー設備、換気扇、洗面設備
- ⑩ 男子トイレ……………1箇所
- ⑪ 女子トイレ……………1箇所
- ⑫ 多目的トイレ……………1箇所
- ⑬ ロビー……………自動販売機、AED、展示棚含む
- ⑭ 玄関……………スロープ設置

2 庄内町新武道館(仮称)の付加機能

(1)防災機能

災害が発生した際、避難場所として活用できる施設として備品室(倉庫)備蓄物資スペースを整備します。

第4章 庄内町新武道館(仮称)の規模と階層及び配置構成

第4章 庄内町新武道館(仮称)の規模と階層及び配置構成

1 庄内町新武道館(仮称)の規模

- ① 剣道場・・・540 m²(18m × 30m)
- ② 柔道場・・・324 m²(18m × 18m)
- ③ トレーニング室・・・63 m²
- ④ 談話室(押入れ、飾り棚含む)・・・23 m²
- ⑤ 備品室(倉庫)・・・6 m²
- ⑥ 管理室・・・9 m²
- ⑦ 用具室・・・22.5 m²
- ⑧ 男子更衣室・・・18.75 m²
- ⑨ 女子更衣室・・・17.5 m²
- ⑩ 男子トイレ・・・18.75 m²
- ⑪ 女子トイレ・・・18.75 m²
- ⑫ 多目的トイレ・・・ 5 m²
- ⑬ ロビー(自動販売機、AED、展示棚含む)・・・15 m²
- ⑭ 玄関・・・15 m²
- ⑮ その他、廊下等

2 庄内町新武道館(仮称)の階層及び配置構成

(1) 階 数・・・・・・1階建て(平屋)

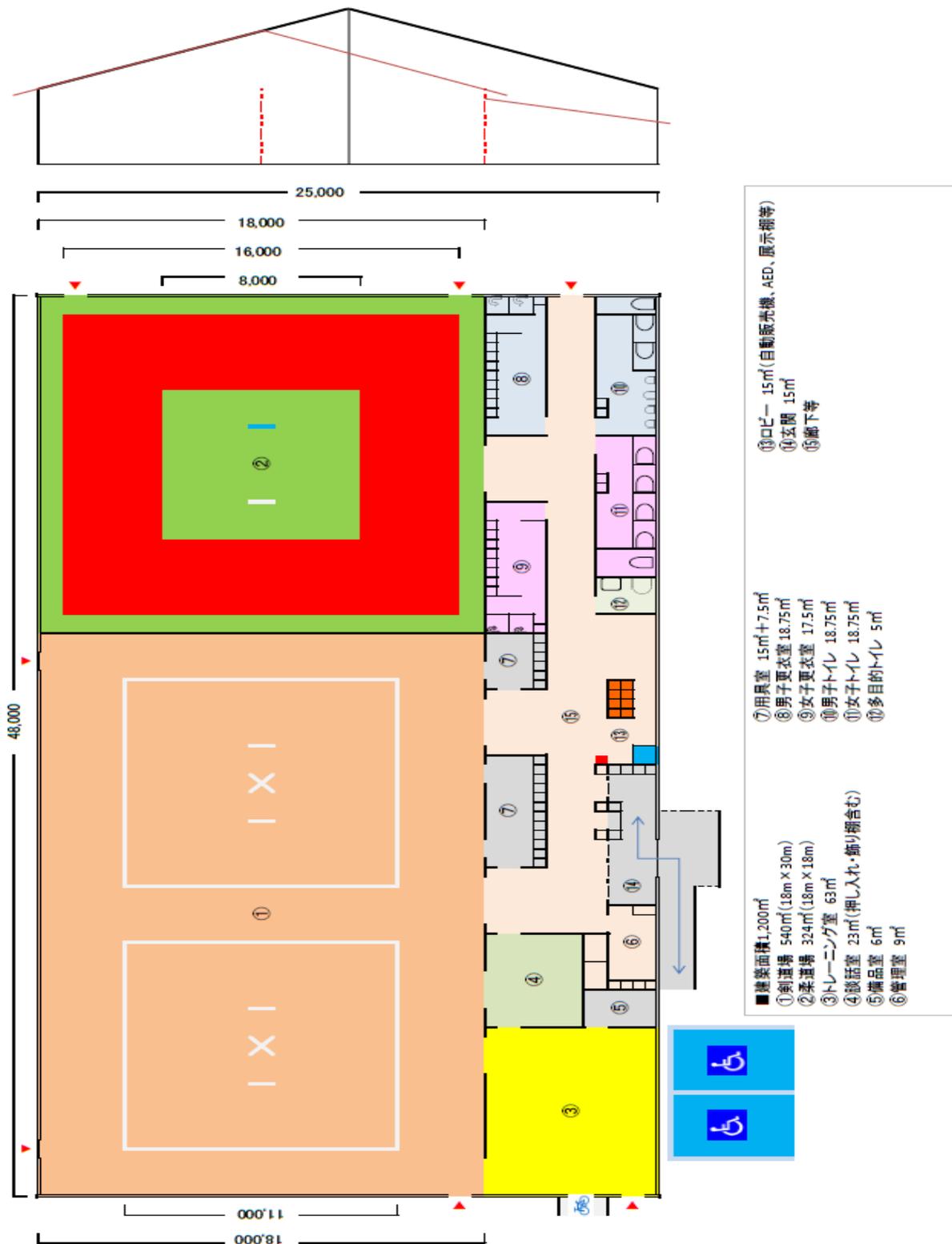
建築面積・・・・・・約 1,200 m²

施設機能・・・・・・剣道場 2 面、柔道場 1 面、トレーニング室、管理室等

駐車台数・・・・・・30台程度

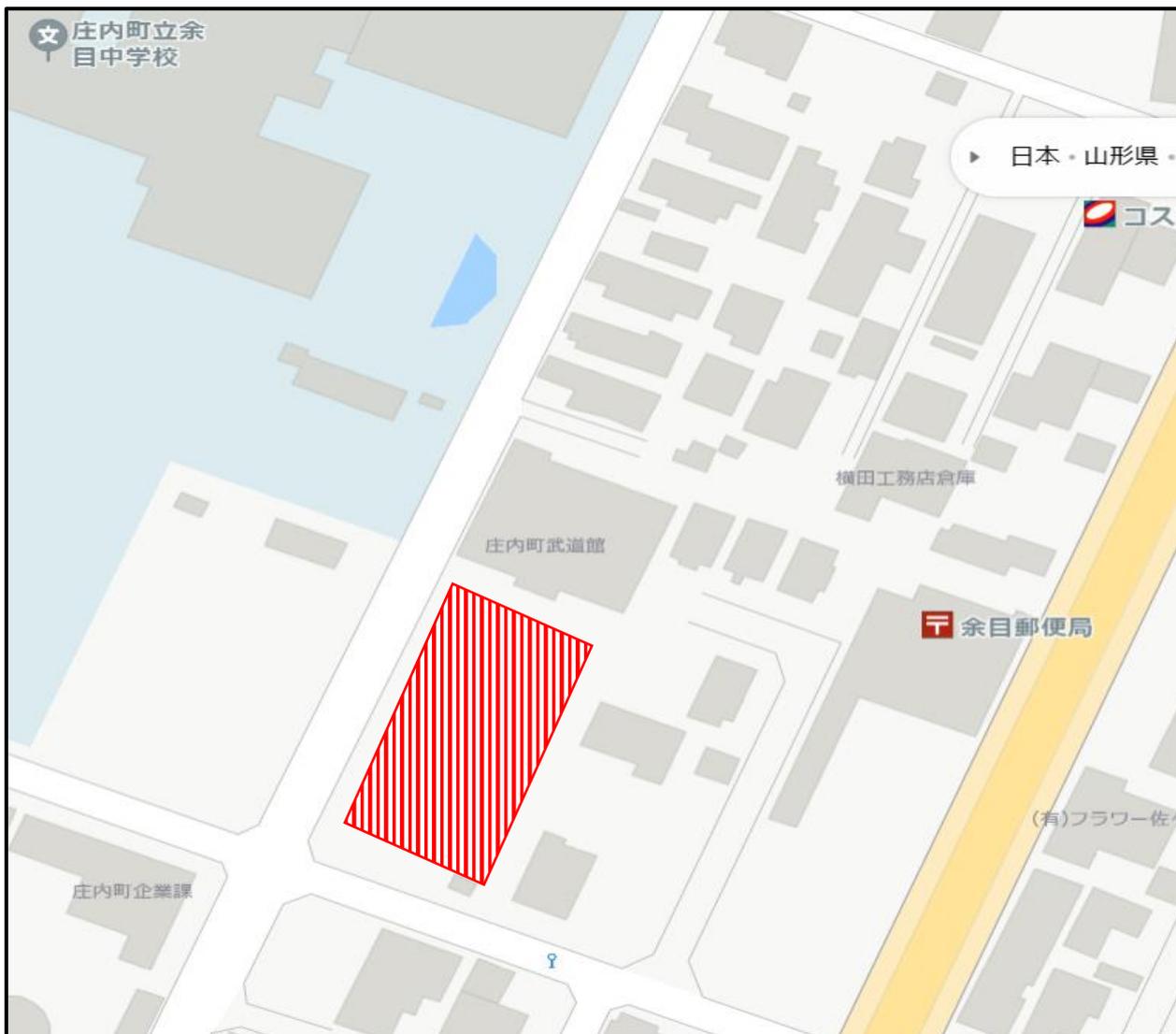
第4章 庄内町新武道館(仮称)の規模と階層及び配置構成

3 庄内町新武道館(仮称)平面図



第4章 庄内町新武道館(仮称)の規模と階層及び配置構成

4 庄内町新武道館(仮称)配置図



出典 「Google マップ」

第5章 庄内町新武道館(仮称)の建設計画

第5章 庄内町新武道館(仮称)の建設計画

1 自然条件の整理

庄内町は、山形県の北西部にあり、庄内平野の南東部から中央にかけて位置しています。霊峰月山の頂を有し、月山を源とする清流立谷沢川と日本三大急流のひとつ最上川に沿う、南北に長い地形です。最上川をはさんで、北に酒田市、東に戸沢村、南東に大蔵村、南西に鶴岡市、三川町とそれぞれに接し、地形的にもまた道路、鉄路においても庄内地方と内陸地方を結ぶ分岐点であり、庄内地方への玄関口となっています。気候は、一般的に海洋性気候を示しており、比較的温暖ですが、冬期間は南部(月山側)に近づくほど積雪量も多くなり、北西部(日本海側)よりの季節風が激しく、また、春から秋にかけては、最上川溪谷からの季節風(清川ダシ)として有名です。

2 庄内町新武道館(仮称)建設地の概要

(1)庄内町新武道館(仮称)の位置と概要

建設予定地については、中学生の利便性の高さから、現在の武道館の場所に新たに整備します。整備にあたっては、地質調査を実施し、利用者の安全性を確保します。

名称(用途)	地目	所在地	面積
行政財産:武道館敷地	武道館用地	余目字猿田 87-1	3,000.02 m ²

(2)駐車場及び表示等計画

- ・建物の面積が拡大するため敷地内の駐車場は減少しますが、町道を挟んだ西側の余目グラウンドの駐車場も活用しながら駐車台数を確保します。
- ・主要地方道余目温海線から施設の場所がわかりやすいように、出入り口の表示に配慮します。

3 発注方式

本事業は、財政的に有利な財源である過疎債の活用を予定しています。新型コロナウイルス感染拡大の影響やウクライナ情勢等を要因とする建設資材の上昇や慢性的な職人不足による建設工事費の高騰が懸念されますが、効率的に事業を推進するため、地元への経済効果を図りながら、入札により進めていきます。

第5章 庄内町新武道館(仮称)の建設計画

4 建設スケジュール

区 分	平成 29 年度	30 年度	令和 元年度
武道館整備基本構想 (叩き台)	→		
武道館利用団体 及び新規利用聞取り	→		
スポーツ推進審議会	→	→	
庄内町複合型屋内運動 施設(仮称)整備等検討会		→	
整備基本計画の策定		→	
試掘作業			→
地質調査 (ボーリング)			
基本設計			
実施設計			
工事監理			
工事施工			
既存建物撤去			

4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
	→			
	→			
	→	見直し		
		→		
		→		
			→	
			→	
			→	

5 概算建設工事費と財源

(1)概算建設工事費

建設にあたって必要となる概算建設工事費については、これまでの事例や直近の全国事例を参考に算定したものであります。今後の設計や資材単価の変更等により変動が生じますが、概算建設工事費は、以下のとおりとなります。

概算建設工事費・・・ 5億円程度

(2)財 源

本事業では、最も有利な国の財政支援として、「過疎債」を最大限に活用し、一般財源の抑制を図ります。また、国庫補助対象事業であります学校施設環境改善交付金のスポーツ施設(社会体育施設)整備事業の交付対象事業「地域武道センター新改築事業」の活用を図ります。

【スポーツ施設(社会体育施設)整備事業】

① 事業要旨

社会体育施設の整備事業に対し、交付金を交付することにより、地域スポーツ施設の整備促進を図り、スポーツの振興に寄与する。

② 交付対象事業内容

地域武道センター新改築事業	<ul style="list-style-type: none">・武道を行う室及びこれに付属する室(管理室、談話室、トレーニング室、更衣室、便所、用具室等)を備えた武道館を新築又は改築する事業。・整備する武道場の面積が550㎡以上であること。
---------------	--

③ 交付金算定割合

事業費の1/3

参考資料

これまでの主な検討の経緯は以下のとおりです。

【平成 28 年度】

8 月 17 日	<p>< 第 1 回 庄内町総合教育会議 > 武道館の利用状況、武道館を閉鎖した場合の代替場所等の調査を次回まで報告</p>
1 月 12 日	<p>< 第 2 回庄内町総合教育会議 > 武道館の建設場所は八幡スポーツ公園内に集約することで確認。</p>

【平成 29 年度】

10 月 6 日	<p>< 町長と各課等との事業調整会議 > 現在の武道館が使えないことの根拠の整理。また、新たな整備場所については、建設課で管理している庄内町フラワーガーデンを含めて検討。</p>
10 月 26 日	<p>< 第 1 回庄内町総合教育会議 > 武道館という名称で整備を進めるかを含め、新しい施設を建設する気運が高まったところで検討。また、新しい施設ではヨガ等の健康のためにも利用出来る施設とする。</p>
11 月 2 日	<p>< 武道館利用団体との意見交換会 > 経過説明と旧余目保育園跡地に「複合型運動施設(仮称)」として整備することで確認新たな利用、整備及び整備場所について了承。</p>
11 月 7 日	<p>< 複合型屋内施設(仮称)整備に係る意見交換会 > 経過説明と旧余目保育園跡地に「複合型運動施設(仮称)」として整備することで確認し、新たな利用、整備内容及び整備場所について了承。</p>
11 月 8 日	<p>< 第 1 回庄内町スポーツ推進審議会 > これまでの経過説明と町の基本的な考え方を説明 平成 30 年度に検討会を設置し、整備基本計画を策定し進めることので了承。</p>

【平成 30 年度】

5 月 14 日	<p>< 第 1 回 庄内町複合型屋内運動施設(仮称)整備等検討会 > 委嘱状交付、武道館の状況及び経過、検討概要、スケジュールについて</p>
6 月 29 日	<p>< 庄内町複合型屋内運動施設(仮称)整備等検討会 視察研修 > 庄内町、酒田市、鶴岡市</p>
7 月 19 日	<p>< 第 2 回 庄内町複合型屋内運動施設(仮称)整備等検討会 > 視察研修を踏まえての整備基本計画について</p>
8 月 22 日	<p>< 第 3 回 庄内町複合型屋内運動施設(仮称)整備等検討会 > 機能整備のまとめ、意見を反映した平面図、配置図(案)について</p>
9 月 27 日	<p>< 第 4 回 庄内町複合型屋内運動施設(仮称)整備等検討会 > 庄内町複合型屋内運動施設(仮称)整備基本計画(案)について</p>
10 月 19 日	<p>第 1 回庄内町スポーツ推進審議会</p>
11 月 16 日	<p>第 2 回庄内町スポーツ推進審議会</p>
11 月 29 日	<p>< 第 5 回 庄内町複合型屋内運動施設(仮称)整備等検討会 > 庄内町スポーツ推進審議会からの答申を含めた整備基本計画(案)を報告</p>

【令和4年度】

10月28日	<p>＜要望書受領＞</p> <p>余目剣友会、立川剣友会、柔道愛好会、余目空友会、余目空友会保護者会、田川地区剣道連盟居合道部会、余目剣道スポーツ少年団保護者会、余目中剣道部保護者会、田川地区剣道連盟</p>
--------	---

【令和5年度】

10月23日	<p>＜柔道関係者からの聞き取り＞</p> <p>現状と課題</p>
10月30日	<p>＜要望書提出団体代表者との話し合い＞</p> <p>整備基本計画に係る調査・確認</p>
12月25日	<p>＜要望書提出団体代表者との話し合い＞</p> <p>整備基本計画に係る調査・確認</p>